



平成29年度福島県全国がん登録説明会③

皆様からのご質問

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター
地域がん登録室

事前にいただいた質問事項に対する回答①

2

Q1.がん治療のため、当院入院中に他院で放射線治療を施行した場合、当院の放射線治療は「2.自施設で施行なし」でよいか？

A1.がん登録における初回の治療情報は、自施設で行った治療内容を反映させる項目です。
よって、入院中であったとしても、貴院で行った治療でない限り、「2.自施設で施行なし」となります。

事前にいただいた質問事項に対する回答②

3

Q2.EMR後、断端陽性だったため、外科的に追加切除をおこなった場合、初回治療に含むのか？

A2.「診療計画」として「がん組織をすべて切除する」と計画した、と考えると、断端陽性で追加切除を行ったとしても、当初の計画の範囲内と考えることが出来ます。よって、追加切除も初回治療に含めて結構です。

この場合、外科的治療の有無と、内視鏡的治療の有無が「1.自施設で施行」となります。

また、外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲は、各治療の総合的な結果を記載するものですので、内視鏡的治療を最初に行ったが、その後外科的な追加切除が行われた場合は、外科的治療の結果を記載します。

事前にいただいた質問事項に対する回答③

4

Q3.平成27年7月に胃がんのため胃全摘術を施行。再発は認められないが、食事量が増えず、生活機能回復やCVポート管理を目的に平成28年3～6月に他院へ入院、同6月当院転院。この場合は届出対象外か？

A3.平成27年の手術が自施設で行われたものであれば、全国がん登録の届け出対象期間ではありませんので、対象外となります。
手術をおこなったのが他院であり、貴院転院後に、同様にCVポート管理（化学療法用の場合）や身体管理を行っているのであれば、届出対象となります。

事前にいただいた質問事項に対する回答④

5

Q4. 骨髄異形成症候群で既に届出している患者が、急性転化により急性骨髄性白血病と診断された場合には、新たに届出が必要か？

A4. 日本では、国際がん登録学会 (IACR) の多重がん判定規則に則って登録するのを標準方式としています。そのルールに従うと、MDSの白血病化については、MDSのみを届け出るのが正しい方法です。もしくは、日本独自コードを用いて、MDSの診断日で、「骨髄異形成症候群に伴う急性白血病9988/3」を届け出る方法もあります。よって、既登録の方については、届け出る必要はありません。

事前にいただいた質問事項に対する回答⑤

6

Q5.血液関連のがんを登録・届出する上での注意事項は？

A5.・血液検査の結果で、白血病等の診断があった場合には、診断根拠は「3.細胞診」としてください。

・支援サイトやHos-canR Liteでは、「白血病」のFAB分類の選択が出来ませんので、備考欄にご記入ください。

・「悪性リンパ腫9590/3」は、診断根拠が組織診でなくとも用いてよい形態コードとなります。

・輸血は症状緩和のための治療になりますので、その他の治療には該当しません。

・再燃の場合、診断日にご注意下さい。(初回診断日)

疑問があれば、いつでもメール等にてお問い合わせください

事前にいただいた質問事項に対する回答⑥

7

Q6.紹介されてきた患者で、診療情報提供書に「扁平上皮癌」などの記載があったが、何の検査で分かったかは記載がないことが多い。診断根拠や病理診断名はどうしたらよいか

A6.きちんとした検査が行われたことが情報源から確認できない場合は、形態の情報の信用性が低いと考え、組織型を「悪性腫瘍8000/3」とする、と国立がん研究センターから指導されております。
よって、組織型「悪性腫瘍8000/3」、診断根拠「9.不明」として届け出てください。

事前にいただいた質問事項に対する回答⑦

8

Q7.Hos-CanR Plus からの届出ファイルの取り込みについて教えてほしい。

A7.Hos-CanR Plusを使用されている医療機関には、国立がん研究センターからNextへのバージョンアップのお知らせメールが届いていると思います。

がん診療連携拠点病院など、全国集計に参加される医療機関は、国立がん研究センターへデータ提出されると同時に、全国がん登録用のファイルが作成されるのとことと、それ以外の医療機関については、「全国がん登録提出用」の出力設定が作られ、品質管理ツールと同等のチェックがされたファイルを全国がんへ提出できるようになると聞いております。

事前にいただいた質問事項に対する回答⑧

9

Q8.当院では、がんが見つかったとしても、治療はせずに大きな病院へ紹介している。届出する患者がいなくても連絡しなければいけないのか？

A8.全国がん登録は、手術や化学療法などの積極的ながん治療を行っていなくても、診断すれば届出しなければならない、と法律で定められています。診断するのに病院の規模は関係ありませんので、全病院様に対象患者がいるという前提で、届出をお願いしている次第であり、医療機関様に該当する患者がいなかったとしても、当室でわかりかねますので、様式3にて必ずご報告ください。

事前にいただいた質問事項に対する回答⑨

10

Q9.がん登録について分からない点が多い。細かく教えてほしい。

A9.地域がん登録室では、メールなどのお問い合わせにお答えするほか、定期的に「ふくしま・がん登録・ネット通信」を送信し、情報提供を行っております。それ以外に、各医療機関様それぞれにお持ちのお悩みにお答えするべく、個別訪問も行う予定でありますので、ご希望の方は、地域がん登録室までご連絡下さい。

お問い合わせ

11

○事業内容のお問い合わせは

福島県 保健福祉部 地域医療課

電話 024-521-7221 FAX 024-521-2191

E-mail : iryou@pref.fukushima.lg.jp

○届出方法(レターパック)に関するお問い合わせ

○届出票の記載方法等に関するお問い合わせは

公立大学法人福島県立医科大学

放射線医学県民健康管理センター 地域がん登録室

電話 024-547-1412(直通) FAX 024-547-1432

E-mail : fzenkoku@fmu.ac.jp